⑸　工期　平成28年９月30日まで
⑹　使用する主要な資材
（商業ビル）コンクリート約4,400㎥、鉄筋約620ｔ、鉄骨約1,530ｔ、板ガラス約710㎡
（事務所ビル）コンクリート約141㎥、鉄筋約20ｔ、鉄骨約127ｔ
⑺　本工事は、入札価格以外の要素と入札価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の対象工事である。
⑻　本工事は、本工事に関する工事請負契約（以下「本契約」という。）締結後、別途ＶＥ奨励契約を締結する工事である。
⑼　本工事は、既設の線路及び駅舎に近接する工事である。また、事務所ビル及び商業ビルの高架橋近接位置での施工においては、掘削工、山留工を要し、「都市部鉄道構造物の近接施工対策マニュアル（財団法人鉄道総合技術研究所・平成19年１月発行）で定義される近接区分影響範囲Ⅱ「要注意範囲」の対象となる工事である。
⑽　本工事は伊東線ホーム上に建物の一部が張り出す構造となっている。また、工事期間中も旅客通路を維持し続ける必要があり、工事エリア内において、旅客通路の切替え等が必要となる。そのため、営業線、列車運行の安全確保はもとより、旅客の安全確保（資材等の落下、倒壊、騒音、振動、粉塵、漏水等の防止）に十分配慮し、また、駅舎等の既設構造物に有害な影響を与えないよう、本契約の請負者（以下「請負者」という。）の責任において、入札説明書・仕様書等の内容を遵守し、安全及び品質等を確保し、施工すること。
⑾　現場周辺の近隣住民、隣接建物及び周辺交通に対して十分配慮し、安全を確保し、施工すること。
⑿　本工事に関係する駅ビルテナント内装設備工事の一部及びテナント内装設備工事は別途発注とする。当該工事担当者と施工計画・工程について連絡調整を取り、本工事を進めること。
⒀　本工事に関係する支障移転工事・電気設備工事の一部は別途発注とする。当該工事担当者と施工計画・工程について連絡調整を取り、本工事を進めること。
⒁　本工事は、熱海市が施行する駅前広場シェルター工事の工事エリアに隣接している。工事車両、工事作業員の安全確保（資材等の落下、倒壊、騒音、振動、粉塵、漏水等の防止）はもとより、当該工事担当者と施工計画・工程について連絡調整を取り、本工事を進めること。

２　発注者
⑴　本工事は、東日本旅客鉄道株式会社及び湘南ステーションビル株式会社の２者が、共同して発注を行う。
⑵　本工事の工事請負契約の締結は、東日本旅客鉄道株式会社及び湘南ステーションビル株式会社が共同して行う。
⑶　本工事の入札手続は、東日本旅客鉄道株式会社が発注者を代表して行う。

３　競争参加資格　次に掲げる条件をすべて満たしている者（以下「単体」という。）又は当該者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。
⑴　成年被後見人、被保佐人、被補助人及び破産者で復権を得ない者でないこと。
⑵　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に、経営事項審査を受けた者であること。
⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
⑷　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の総合評定値通知で、競争参加申請時における最新の建築一式工事業の総合評点が、1,250点以上であること。
⑸　平成15年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した次の基準を満たす工事を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。なお、東日本旅客鉄道株式会社東京工事事務所（以下「当工事事務所」という。）が認める外国での施工実績を含む。
①　単体又は共同企業体の場合の代表者は、ア）かつイ）の施工実績を有すること。
ア）階数地上３階以上かつ延床面積6,000㎡以上の商業ビルの新築工事
イ）鉄道営業線近接工事又は日本国内での鉄道営業線近接工事における安全対策と同等の対策を必要とする外国での鉄道営業線近接工事
ただし、上記ア）及びイ）は別々の工事でもよい。
②　共同企業体の場合の代表者以外の構成員は、延床面積3,000㎡以上の商業ビルの新築工事の施工実績を有すること。
⑹　単体又は共同企業体の代表者は、次の基準を満たす専任の監理技術者を本工事に配置できること。また、次の基準を満たす工事管理者を本工事に配置できること。
①　監理技術者　平成15年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記⑸①ア）に定める工事（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）において、監理技術者、主任技術者又はそれと実質的に同等以上の技術者としての施工経験が１年以上あり、かつ一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者であること。また、監理技術者資格者証を有する者であること。
②　工事管理者　平成15年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した、駅改良工事を含む上記⑸①イ）に定める工事において、技術者としての施工経験があり、かつ社団法人日本鉄道施設協会が発行する工事管理者（在来線）資格認定証を有する者であること。
③　その他　配置予定の監理技術者及び工事管理者にあっては、入札参加者との直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。
⑺　本工事に係る設計業務の受託者又はコンストラクションマネジメント業務の受託者並びに当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。（入札説明書参照）
⑻　当工事事務所又は湘南ステーションビル株式会社との工事請負契約に関し、現に履行遅滞となっている者でないこと。
⑼　本入札に参加する者に必要な資格の競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）並びに、共同企業体を構成する場合は、共同企業体競争参加願書、委任状及び共同企業体協定書（以下合わせて「参加願書等」という。）を提出する期限である提出期間の最終日から開札の時までの期間に、当工事事務所又は湘南ステーションビル株式会社から発注停止の処分を受けている者（同期間に発注停止の処分を受けた者及び同期間において提出期間の最終日以前に受けた発注停止の期間を継続している者を含む。）でないこと。
⑽　申請書、資料及び参加願書等に虚偽の記載をした者であると認められる者でないこと。
⑾　申請書、資料及び参加願書等の提出期間の最終日から起算して１年前の日以降において正当な理由なく、当工事事務所又は湘南ステーションビル株式会社との工事請負契約を履行しなかった者でないこと。
⑿　暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋その他の反社会的勢力（以下合わせて「反社会的勢力」という。）のいずれでもなく、また、反社会的勢力が経営に実質的に関与している法人等ではないこと。
⒀　共同企業体を構成する場合においては、次の基準を満たす者であること。
①　共同企業体を構成しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）
②　構成員の数は２者とし、構成員の出資比率は、30%以上とする。代表者の出資比率は、構成員中最大とすること。また、共同企業体の結成方式は、自主結成とし、甲型とする。（入札説明書参照）
③　本工事について、同一者が２以上の共同企業体の構成員になっていないこと。
⒁　監理技術者及び工事管理者の理解度・取組姿勢、安全管理計画及び安全管理支援体制が不適切でないこと。
⒂　技術提案（工期短縮）が不適切でないこと。

４　総合評価に関する事項
⑴　入札の評価に関する基準
①　監理技術者及び工事管理者の理解度・取組み姿勢をヒアリング結果に基づき評価する。
②　安全管理計画を評価する。
③　安全管理支援体制を評価する。
④　技術提案（工期短縮）を評価する。